議案第５０号

上美生辺地に係る総合整備計画変更の件

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき、上美生辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更するものであります。

令和８年９月２日提出

芽室町長　手　島　　旭

説　明

当該辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために、辺地とその他の地域との是正を図るものであります。

別記様式

総合整備計画書

北海道　芽室町　上美生辺地
（辺地の人口　465人、面積　120.41ｋ㎡）

１．辺地の概況

（１）辺地を構成する町村又は字の名称

北海道河西郡芽室町　上美生

（２）地域の中心の位置

北海道河西郡芽室町上美生４線36-67

（３）辺地度点数

158点

２．公共的施設の整備を必要とする事情

・　道　　路（橋りょう）　～　この地域は農業地域であり、農産物の運搬など大型車両の通行も多い地区であるが、道路や橋りょうが経年劣化等により損傷の激しい箇所が点在する。日常生活や農産物等の輸送において、通行に支障をきたしていることから、経年劣化の著しい橋りょうの長寿命化工事を実施することで安全性の確保と利便性の向上を図る。

・水道事業（簡易水道）（上美生簡易水道）　～　この地域における浄水の基本拠点かつ飲用水の供給拠点であり、常時適切な管理が必要な施設であるが、施設の経年劣化により更新が必要な箇所が多いため、本計画において更新を行い、必要な飲用水を確保及び適切な配水を維持し、生活環境の安定を図るもの。

・観光・レクリエーション（新嵐山スカイパーク再整備実施設計委託）　～　新嵐山スカイパーク一帯は、国民宿舎・キャンプ場・パークゴルフ場・スキー場・展望台と町民憩いの場であり、町内最大の観光スポットである。しかし、近年の旅行者のニーズの変化（団体から少人数、大部屋から個室）に対応できておらず、これらに対応するには大規模な改修が必要になるが、建設から50年が経過し、老朽化も進んでおりこれらの対応は困難となっている。本町では新たな新嵐山スカイパークのグランドデザインを策定し、今後新たな拠点施設を整備する。なお、整備箇所が既存施設の位置であるため、拠点施設の整備に先立ち既存施設の解体・撤去等を行うもの。

・観光・レクリエーション（新嵐山スカイパークスキー場リフト・ロッジ等設計委託）　～　新嵐山スカイパーク一帯は、国民宿舎・キャンプ場・パークゴルフ場・スキー場・展望台と町民憩いの場であり、町内最大の観光スポットである。令和7年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本構想及び基本計画に基づき、スキー場の再生に向け、必要不可欠なリフト並びにロッジ施設に係る基本・実施設計等の委託を実施する。具体的には、第１リフトA線・B線及び第2リフトの3本を1本に統合すること、また、夏のキャンプ利用や冬のスキー場利用に対応するロッジを整備するための、測量調査、地質調査、基本・実施設計を行い、利用者の利便性並びにサービスの質の向上を図り、集客力の強化を目指すもの。

・観光・レクリエーション（新嵐山スカイパーク高圧受変電設備更新工事）　～　新嵐山スカイパーク一帯は、国民宿舎・キャンプ場・パークゴルフ場・スキー場・展望台と町民憩いの場であり、町内最大の観光スポットである。スキー場施設内の高圧受変電設備更新工事を実施するもの。

・観光・レクリエーション（新嵐山スカイパーク展望台等改修事業）　～　新嵐山スカイパーク一帯は、国民宿舎・キャンプ場・パークゴルフ場・スキー場・展望台と町民憩いの場であり、町内最大の観光スポットである。リフト・ロッジ等の整備に合わせて展望台等の改修についても早期に着手することで、利用環境の向上を実現できる。

３．公共的施設の整備計画　　令和７年度から　令和１１年度までの　５年間

（単位：千円）

施設名 ＼ 区分	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道　　路 （橋りょう）	芽室町	13,508	7,674	5,834	5,700
水道事業（簡易水道） （上美生簡易水道）	芽室町	64,691		64,691	32,300
観光・レクリエーション （新嵐山スカイパーク再整備実施設計委託）	芽室町	20,174		20,174	20,100
観光・レクリエーション （新嵐山スカイパークスキー場リフト・ロッジ等設計委託）	芽室町	108,846	54,446	54,400	54,400
観光・レクリエーション （新嵐山スカイパーク高圧受変電設備更新工事）	芽室町	9,064		9,064	9,000
観光・レクリエーション （新嵐山スカイパーク展望台等改修事業）	芽室町	46,398	23,199	23,199	23,100
合計		262,681	85,319	177,362	144,600

上美生辺地に係る総合整備計画変更について

1　『辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（以下「辺地法」という。）』

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする法律

2　辺地とは

交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等の地域で、中心地から５平方キロメートル以内の面積の区域の人口が 50 人以上かつ駅やバス停、医療機関等からの距離を点数化した辺地度点数が基準点以上の地域

3　辺地に係る総合整備計画の策定

『辺地法』第３条第１項により、議会の議決を経て公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（総合整備計画）を定めることができる。

4　今回の変更点について

『辺地法』の規定による総合整備計画に基づいて行う事業を対象とする地方債で、以下の事業が対象となる。

上美生辺地

施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
観光・レクリエーション （新嵐山スカイパーク展望台等改修事業）	新規	46,398	23,199	23,199	23,100